

年 月 日

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

手続着手申出人

殿

ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意書

貴殿から令和 年 月 日（手続着手申出日）になされた「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」第5項(1)が規定する申出を踏まえ、貴殿が同ガイドラインに基づく手続に着手することへ同意いたします（注1）（注2）（注3）。

債権者

【本件照会先】●●銀行△△部××相談センター TelXXXXXXXXXX

以 上

〔注記〕

（注1） 当行（社）は、上記同意をした時点においては、あくまで「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）に基づく手続着手に同意したものであり、本ガイドラインに基づく債務整理に同意したものではありません。本ガイドラインに基づく債務整理の申出後、（本ガイドラインが定める一定の事由があることが判明した場合に）債務整理に異議を申し出ることや、調停条項案に同意しないことがあり得ます。

（注 2） 手続着手申出人（以下「本債務者」という。）は、本ガイドラインに基づく債務整理申出の前に、登録支援専門家の委嘱を受ける必要があります（そのために、本債務者は、本ガイドライン第4項(1)が定める各団体（以下「直接の委嘱依頼先」という。）を通じて、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、本書面を付して、登録支援専門家を委嘱することを依頼する必要があります。直接の委嘱依頼先について不明な点がある場合は、当行（社）へお問い合わせください（上記【本件照会先】参照）。）。登録支援専門家は、債務者又は債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で本ガイドラインに基づく手続を支援する者です。

（注 3） 上記同意によって本ガイドライン第7項が定める「一時停止」が開始するわけではありませんのでご注意ください。当該「一時停止」は、本ガイドライン第6項(1)の申出があった時点から開始します（本ガイドライン第6項(3)参照）。当該申出の方法等については、登録支援専門家にご確認ください。